

八王子市地域福祉計画策定検討委員会（第2回）

平成24年7月13日

14時30分～17時

市役所第6委員会室

出席者：大山委員長、佐々木副委員長、小田島委員、北井委員、中村委員、平塚委員、矢代委員、和田委員、（井上ボランティアセンター所長）

欠席者：なし

事務局：坂本部長、竹内主査、新藤

事務局：時刻となったので、第2回地域福祉計画策定検討委員会を開催する。会議に先立ち、第1回目の検討委員会が市議会開催中のため出席できなかった健康福祉部長より、一言あいさつをさせていただく。

部長：あいさつ

事務局：それでは議論に先立ち、今回初めてご参加いただくことになった中村委員から、ごあいさつをお願いします。

中村委員：あいさつ

事務局：資料の確認

事務局：ここからの進行は委員長をお願いします。

議題

1 検討事項

（1）地域福祉計画策定に向けた現状

委員長：議題1、地域福祉計画策定に向けた現状について、説明を事務局からお願いします。

事務局：説明

委員長：ここまでのところでご質問、ご意見等はあるか。初めてこうした委員会へ出席している方もいると思うが、先ほどの説明の中で、圏域は、三館構想といって3つの保健福祉センターでエリアを区切って設定をしていたり、ゆめおりプランのエリア、民生委員のエリアなどがあり、エリアがいろいろと錯綜していると思う。非常にわかりにくい点もあるかと思うが、これは八王子の地域特性でもある。非常に広く、人口規模などいろいろな面でそれぞれ特徴があり圏域が定めにくいということがあるかと思う。福祉関係では一番小さな圏域は地域包括支援センターで15か所である。本来、地域包括支援センターは、国の基準では2万人に1か所である。八王子市は56万人都市だが、やっと増えて12か所から15か所というレベルである。圏域というものについて、これから地域福祉計画を策定していくときに地域包括支援センターエリアを中心とするのか、それとも地区社協の6圏域でやっていくのかという部分も議論してほしい。その他に、皆様方からお気づきになった点で質問等はあるか。できれば福祉関係の圏域は、生活エリアを中心として本来は考えていかなければいけない。しかし、社会資源等の関係で難しいことがある。

中村委員：いろいろなエリアがあるが、私は家の近くに地域包括支援センターがあるが、今は知っているが、実はあまりよくわからなかった。その他にも子ども家庭支援センターのエリアなどいろいろあるが、これは、市の広報などでわかるようになってきているのか。

事務局：一律ではないが、例えば地域包括支援センターであれば、高齢者に向けたPRの中でお示ししている。子ども家庭支援センターも新たに妊娠された方に行政からセットでいろいろ渡す中で情報として提供したり、あるいは保育園、幼稚園などの施設を介して紹介している。また、子ども家庭支援センターの場合では、エリア内での子育て機関が手を繋いでいこうという取り組みを行っており、地域で会議を開催するということを行っている。もちろんセンターをご利用なさる市民に、広報も使うが、それぞれの目的に合わせた提供を行っている。

委員長 :他にはないか。よろしければ次に進めさせていただく。次に社会福祉協議会についてだが、前回も井出主査が来られ、若干、社会福祉協議会についての説明があった。行政の計画と社会福祉協議会は連携していかなければならない。非常に重要な役割を持っている団体だが、改めて今日、社会福祉協議会のボランティアセンターから井上所長に来てもらったので説明をしていただく。特にういずについては前回も議論したように、地域のニーズが高まっている。早くからういずは住民への在宅福祉サービスを行っており、実績がある。それを踏まえて報告していただければと思う。

小田島委員：私も前は欠席をさせていただき、大変申しわけなかった。前回の議事録を読ませていただき、井出から説明をさせていただいているが、社会福祉協議会の概略を説明させていただく。

私どもの団体は社会福祉法人で、基本的には民間の団体である。社会福祉法第109条に設立の定義があり、社会福祉を目的とする事業の企画実施となっており、全国の都道府県、市町村レベルで社会福祉協議会が設置されている。その中で八王子市の社会福祉協議会ということで、場所は市役所の地下1階で業務を行っている。そういう意味では公益性の高い団体ということになるが、市の基本計画と整合を図りながら、また、八王子市の地域福祉計画の実際の行動計画を担うという役割がある。平成22年3月に「いきいきプラン八王子」ということで、八王子市地域福祉推進計画を策定し、それに基づき事業を進めている。そういう大きな柱がある。

私どもの財源構成については、職員の人件費等を含めた経常経費は基本的に市の補助をいただいている。これはどこの社会福祉協議会も概ね市から補助を受けるというスタイルになっている。その他に町会・自治会を通じて例年お願いしているが、会員会費の収入と寄付をいただいている。会員会費においては平成23年度の実績で1,690万、寄付については3,680万ほど収入があった。それから自動販売機の手数料、市からの委託事業、指定管理者を受託している。その経費が主な収入になっている。

行政との協働という視点から申し上げますと、委託事業という形で本来市が行う事業を私どもの団体が行っている。その中には、本日配布させていただいた事業報告書の24ページの高齢者のサロンの立ち上げがあり、これは地域福祉の推進という意味で、サロンを各地域で立ち上げていくという事業である。26ページの長寿を祝う会は、75歳以上の高齢者の方々をオリンパスホールと南大沢文化会館に招き、演芸等をご覧になっていただき、楽しい一日を過ごしていただくという事業である。28ページの手話通訳協力者、要約筆記協力者派遣事業、このような事業を行っている。それから成年後見の関係では、53ページになるが地域福祉権利擁護事業といい、成年後見の前の生活支援、財産管理等を含めた中で、財産保全管理サービスを市からの委託で行っている。同じく54ページには成年後見活用あんしん生活総合事業がある。指定管理者としての受託事業は、38施設あるが学童保育事業の指定管理を受け、5年間ほど行っている。その他に59、60ページの恩方老人憩いの家の管理運営、長房ふれあい館の管理運営がある。高齢者の方々に様々な趣味やカラオケなどを通して充実した日々を送っていただくような施設の管理運営を行っている。

自主事業としては、「いきいきプラン八王子」を大山先生はじめ、委員の方々に進行管理をお願いし、ご助言をいただきながら進めている。そういう中で住民懇談会を開催したり、あるいはサロン活動の拡充を図ったり、小地域福祉事業の活性化を継続して行っている。後ほどご説明を行うが、30ページに在宅福祉サービスということで、ういずサービスをボランティアセンターで行っている。それから25ページにひとり暮らし高齢者昼食交流会として、70歳以上のひとり暮らしの高齢者の方々に、民生児童委員のご協力をいただきながら20地域でそれぞれ開催している。場所はいろいろあるが、たくさん的人数を収容できない場合には八王子エルシーなどを借り、一堂に会して食事をしたり、皆さんの手作りの演芸を見たり、童謡を歌うなどによりコミュニケーションを図りながら、一日を楽しくお喋りをしていただくという趣旨で開催している。こういうことが私どもの実施事業になって

いる。

各団体への助成という観点では、市の17館構想に基づき設置された17か所の市民センターがあるが、そこで福祉に関わる事業を実施しており、それらの団体へ助成金として交付している。障害者団体や高齢者団体などの地域福祉団体に一定の審査を踏まえ助成をさせていただいている。

特に昨年は東日本大震災の関係もあり、一般市民への公募を行い、東松島市、相馬市に6回にわたってボランティア活動・慰問という形で派遣事業を行った。それから商工会議所を通じて八王子市内の各企業の皆さんに呼びかけて支援をいただき、ボランティア活動助成金の仕組みを創設した。559万円ほど集まり、それぞれのボランティアで現地へ行かれた方々の交通費、宿泊費を上限一万円として助成させていただいた。昨年度11月から開始し、新年度も継続して行っているが、559万のうち、6月29日現在で362件、330万8千円ほど既に助成を行っている。この事業の発端は、広報で募集をさせていただいたボランティアの人達が、実際に現地に行ってみたときに、やはりテレビや新聞で見たものと生で見たものはこれほど違うのかというお話が、その後のアンケートで9割以上の方から返ってきている。そこで八王子市の方々が、行って、いろいろなものを見て、それを伝えていただくという中で助成をしようということで始めたものである。その資金の559万円がなくなった段階では一応終わりということになるが、現在も多くの方に使っていただいているという意味では、大変有意義な事業であると思っている。震災関連では昨年の2月に八王子市に避難をされている方々を対象に、当時は330名ほどいらっしゃったが、「ふれあい交流会」を開催した。個人情報との関係もあり、ただ招待状を送っただけではなかなか来ないということで、民生児童委員の方々に御協力をいただいて直接お配りした。100名以上の方がホテルニューグランドで食事、それと慰問に行かれた歌手の方たちが来てくださり、1日を楽しく過ごしていただいた。お互いに宮城や岩手、福島、同じ地域の方とお話できて楽しかったという感想をいただいた。これも来年度、2月に第2回をもう一度行う予定である。

民生児童委員との関わりということでは、ひとり暮らし高齢者の昼食交流会、長寿を祝う会、ひとり暮らし高齢者の実態調査、歳末助け合い運動、生活福祉金の貸付事業があるが、借りる方々の世帯への支援、サポートも行っている。活動の拠点は全て民生児童委員の方々と町会自治会連合会、八王子老人クラブ連合会などのご協力を得て成り立っているということが、社会福祉協議会の仕組みである。

委員長：続けてういずサービスをお願いします。それから社会福祉協議会は略称「社協」をお願いします。

井上所長：ボランティアセンターの所長の井上である。よろしくをお願いします。それでは私のほうから、ういずサービスについてご説明する。皆さんのお手元にピンク色のチラシが置いてあると思うが、ういずサービスは住み慣れた地域で安心して暮らせるようにということで始めた在宅福祉サービスである。高齢者、障害のある方、産前産後、病気等で家事ができない方に対して、地域の方による、地域の方へのサービスである。有料であるが、そういうことを行うサービスである。ういずという名前はともに生きるという意味が含まれている。めくっていただき、2番としてどのようなサービスがあるか書いてあるが、家事一般のサービスであり、一般の主婦の方が各家庭で行っているように掃除、洗濯、買い物、食事の支度、部屋の片付け、あるいは病気のある方の薬を病院へ取りに行く、話し相手、家族が不在のときの見守り、外出の付き添いを行っている。ただし、身体介助は一切行っていない。体に触れての介助、おトイレの介護は行っていない。一般の家庭の主婦ができることに限られている。利用料金については9時から5時が主な活動範囲であり、平日であれば1時間800円いただく。それ以外の7時から9時、午後5時から9時は1時間1,000円、祝祭日については1時間1,000円である。延長については30分ごとに9時から5時であれば400円、それ以外の時間と祝祭日については30分後とに500円の料金をいただくシステム

になっている。これは全て登録制になり、会員の方については利用される方もサービスをされる協力会員についても社会福祉協議会に登録をしていただき会費を納めていただくというシステムになっている。全てそれらについてはゆうちょ銀行の口座にお金をいれていただき、引き落としをし、協力者に対しては払い出すという形をとっている。利用会員は一人月1,000円、協力会員には年間費として2,000円の会費をいただいている。ういずサービスの大まかな制度は以上だが、どのように利用するのかというと、電話をボランティアセンターのほうへ「家事をしてほしい」というご一報をいただく。3人のコーディネーターが地区割をして持っており、自分の地区に対してどのような方が向いているのか、どのようなことをやりたいのかを聞き、直接訪問をさせていただく。訪問し、面談を行い要望と状況を全て把握してきたら、登録している中からそれに見合う協力員を探し、その方に連絡をして了承が得られれば一度お引き合わせを行う。様子を見てご希望を伝え、引き合わせをしたときからスタートという場合もあるし、後日改めてという場合もある。そのような形で行っているのがういずサービスである。あくまでも社会福祉協議会が行っており、福祉に関する部分になる。そのため、先ほど申し上げたように65歳以上の方、障害のある方、産前産後でどうしても家事ができない方、あるいはひとり親の方、ご病気をお持ちの方などが対象になる。皆さんのほうへお配りした資料で、数字の羅列になってしまい申し訳ないが、最初の1ページ目が利用会員で、月ごとに利用会員は動くため、4月1日で把握させていただいた中で、利用会員が21年度については男性が64名、女性が101名、合計165名である。年度、男性、女性、計、世帯数ということで、世帯数はお二人で申し込まれた方もいるため、世帯数は実際の人数よりも少ないという形になる。21年度から24年度までの推移が記載してあるが、利用者に関しては21年から22年は増えているが、その後はだいたい横ばいとなっている。2は利用状況別の表になるが、これも各年度の4月1日である。利用状況についてはアからキまで、高齢者の独居、高齢者のみ、同居の高齢者、障害者、病弱、ひとり親家庭、産前産後の区分けになっている。星印で条件を記載したが、高齢者独居はあくまでも65歳以上の高齢者のひとり暮らしということである。高齢者のみは65歳以上の高齢者の夫婦をカウントしている。同居高齢者は家族が同居していたりする65歳以上の高齢者になる。例えば息子がいて対象者が65歳以上の場合であるが、あくまでも65歳以上の高齢者の方が必要とする部分だけになる。概ねア、イ、ウの高齢者関連が83.6%で、ほぼ8割以上が高齢者ということで利用状況は固まっている。利用年齢もそこにあるように、下の表が年齢別になるが、60歳から69歳以上の方でほぼ利用の8割を占めている状況である。裏が協力会員である。協力会員については毎月広報に募集要項を出していただき、エントリーをしていただき、ボランティアセンターで毎月説明会を開き、その中で特にやってみいたいという方がいれば、そこですぐに簡単な面接を行い、登録手続きに入るという形になる。地域によってはとてもニーズが高く協力者が不足している状況もあるため、場合によっては登録手続きの最中でも行っていただくような状況も生まれてくる部分もあるし、逆に登録して半年から一年近く要望が一切ないという状況もある。多摩ニュータウン地区のほうはあまり高齢化率が高くなく、あまりニーズがない。希望者はとても多いが、登録をされていて半年経っても何の連絡もないという苦情をいただく。車での移動も認めているため、車を運転できる方は周辺の片倉や北野などへ行っていただくこともある。車に乗らないということだと、どうしても周辺しかない。そのため、住まいの近くでなかなか要望がなく、登録していただいているが大変もったいないという状況もある。それから協力会員の中には実際に自分は高齢で家事支援はできないが、年間会費だけは援助いただける会員も若干いる。それは我々にとってはとてもありがたいというところである。

委員長：ただいま報告をいただき、ご質問、ご意見等はあるか。

中村委員：介護保険サービスで家事のサービスがあるが、それを受けている方もういずサービスを受けられるのか。

井上所長：介護保険はどうしても決められた時間の中での点数の消化になるため、それ以上どうしてもほしいという方はいる。その場合はういずサービスをお使いいただけるように、地域包括支援センターやケアマネジャーにもお話し、包括支援センターから回ってくるというケースもある。先ほど言ったように、同居がいると介護保険の対象にならないという方も実際にいる。その場合はういずが動くということになる。

委員長：その他にどうか。

平塚委員：利用会員や利用状況を見ると、高齢化になっているのに数字の割合が動いていない。この原因というのは、先ほど担当が3名というお話があった。この辺りの絡みで数字が上がっていかないのか。実際にはそういうことではなく利用者が少ないのか。その辺りの原因はどうか。

井上所長：知らない方がかなりいる。紅葉台の老人会から、ういずサービスのことを聞いたが、どういう内容かわからないから説明に来てほしいということで、職員とうかがったことがある。そのときに、ういずサービス自体を知らなかったという話があった。PR不足という部分は感じている。実際に出前講座等に掲載してはいるが、なかなか要望がない。ことあるごとにいろいろな会議に出向き、ういずサービスのPRを今年は行っていく。さらに必要があればどこへでも出向くため、出前講座でもなんでもご活用いただければご説明にうかがうということでお話をしている。

平塚委員：私のほうの近隣の方には、ずいぶん悩んでいる方がいる。そのため、この数字的にはやはりPRが足りないということを感じる。今お話があったように、地域でこういうお話を電話すれば対応してくれる、また、説明会を開いてくれるという解釈でよいか。

井上所長：はい。ご活用いただけたらと思う。

和田委員：協力会員は伸びていない。伸びないのか、むしろある程度協力会員も含めて数が決まっていて、それ以上は協力することもできないため、要望があっても増やさないというような現実はあるか。

井上所長：それはない。ご要望があれば必ずお受けできる。ただし、地区が限られていたり、行かれる方は一人、二人と多くなるということはあるが、ご要望にお応えできないということはない。実際に協力会員も徐々には増えている。むしろ利用者のほうが伸びないということがある。亡くなられたりするとそこで廃止になる。新たな需要が増えているという状況ではない。出たり入ったりはしている。

委員長：シルバー人材センターも同じようなことを行っているのではないか。

井上所長：シルバー人材センターは、対象は誰でもよい。障害者、高齢者に限らず、例えば私の家で庭木を切ってほしいということをお願いすれば来てくれる。

委員長：地域によって利用状況が違う。地域の自治会などが、きよびーもそうだが、必要に応じてやらざるを得ないということを行っている。こういうものに対して、八王子市内でどの団地、どの町内会で在宅サービスを行っているという把握はしているのか。

井上所長：小地域福祉活動団体がみついで台などいくつかあり、その人たちの連絡会を私どものほうで設けている。そこで新たに小地域福祉活動の人たちの事業ができないかというもの。それはあくまでも地域住民の方の、地域住民による支援という形で行っている。必ずしもういずが全てを網羅できるわけではない。3人のコーディネーターで全てを網羅することは無理だと思うし、実際に200人以上の協力会員でというのは無理かもしれない。できるだけ地域活動でそれプラスういずということだ。中には地域の近所の方にみてもらいたくないという方もおり、実際に小地域福祉活動を行っているところからの要望もある。上手く並行に利用していただければと思う。選択肢が増えれば利用者にとってもよい。

委員長：これから地域福祉計画を策定するにあたり、今の問題は非常に重要だと思う。特に孤立死、孤立の問題に絡み、見守りがあり、立川の大山団地などは防災計画も含めて行っている。これから人と人との繋がり、いろいろなネットワークを活かしていただきたい。それから八王子市内で在宅サービスを手がけている団体のネットワークをういずのほうで捉えてい

るということで、どういう団体があるか、何をやっているかという一覧表はあるか。

井上所長：今は手元にないが、ある。

委員長：参考までに情報提供してほしい。

井上所長：はい。

矢代委員：質問だが、ういずサービスの3人のコーディネーターは社会福祉士などの専門職か。

井上所長：2人が社会福祉士で、1人が保育士である。

委員長：他にはどうか。

小田島委員：このういずもそうだが、いろいろな連絡会などで資料を配布させていただいていたり、私どものホームページで情報を提供している。高齢者であるため、ホームページをご覧になるかという、なかなか見る機会も少ないのかと思う。いろいろな各団体等にこういうものがあるとお願いをしている。必ずしも利用者を増やすということが目的ではないにしても、あれば利用したかったという方がもしもいらっしゃるのであれば、漏れないようにしたいという形でPRをしている。

地域福祉権利擁護事業だが、パンフレットがあるが、全町的に皆さんに配布するということまでいっていない。これもよくわからないという意見もあるため、事業計画の中でういずも含め、こうした権利擁護事業もどういう形で効果的に周知を図るかということを中心課題にしており、これを大勢の方に知っていただくということで進めている。こういう事業があることを全ての方がご存知にならないということは、私どもの周知の仕方が足りないかと反省をしている。

委員長：この在宅サービスは、前回私のほうからも言ったが、民間企業が入ってきている。京王電鉄がほっとネットワークも行っている。これから先、民間企業の介護分野などの業界が入ってくることになると思う。福祉の在宅サービスで、ういずのような団体もあり、京王電鉄のような民間企業がどんどん入ってくると、両方が大きな極になってくる。その中間に位置するものも今は町内会や自治会などで増えている。これから先、在宅サービスがどのように展開していくかを見極めながら、今回の地域福祉計画を策定していかなければならないという気がする。その問題はまたいずれ、ゆっくりと議論していきたいと思う。他にはよろしいか。それでは次に進める。

(2) 地域福祉計画策定に向けた課題の検討

委員長：それでは議題2、地域福祉計画策定に向けた課題の検討ということで事務局から願います。

事務局：説明

委員長：事務局から説明があったが、特に5つの計画の視点があり、ここが計画の枠組みにもなる。こういう柱でよいかどうかということである。それから前はフリーで議論していただいたが、それらも含めて整理していただき、現在の計画の中からの課題を整理していただいた。この課題以外にも、こういう問題があるのではないかというご意見もあるかと思う。先ほどの5つの計画の視点も含め、議論していただければと思う。

平塚委員：地域のことになるが、確認事項も兼ねて聞いてもよいか。

何かというとトイレの問題である。これは毎回、いろいろなお話があり、市民の方がお祭りをしていてもトイレがないなど、いろいろなことがあってもなかなか具体化されていない。この辺りの取り組みをさらに進めていただきたい。リースや固定的な問題とお金のかかることだが、この辺りを少し考えていただきたい。

それから生活保護の問題だが、これは社会的な問題になろうかと思うが、日本の国内の大会社が第一次産業、第二次産業で中国などの場所に行っている。まさに国内は力のない企業、いつ倒れるかわからない企業が残っている。これは政府の大きな問題だろうと思うが、生きていく日本人としては、このような状態では自殺者や失業者が目に見えて増えていく。こういうことを福祉の視点でも解決の方向にいただきたい。

2枚目の下のほうで地域と行政との連帯の関係である。これは非常にいろいろな協議会が頻繁に立ち上がる。それらは連携をもって立ち上げていただきたい。いろいろなものに入ると今日はパトロール、明日は違ったパトロールと、駅周辺はいつもパトロールばかりやっている。やはり私達は大きな花火を上げるよりは、根気よく、常に皆さんに啓蒙のため、回数を増やし、安全・安心なまちにしていきたい。

それから、児童や学生対象のボランティア活動の仕組みということで、これは地域によって非常に開きがあると思う。私達の地域はスポーツの協議会を中心に行っている。学校の生徒達が運動場で10人くらいで、5時まで夏場は子ども達を預かり、スポーツをしながら子ども達の交流を図っている。また、学童の方は教室の中で、またそういう形を作っているが、他の地域では全く行っていないということだ。これは非常によいことではないかとことで市のほうで統一して、いろいろな面で広めていただきたいと思う。

それから最後に、稲荷山の小学校が廃校になったが、非常に素晴らしい市の財産を保管している。残念ながら空調もない。書物は湿気に弱いので、八王子の400年以上の歴史であるからきちんと保管することをお願いしたい。

事務局：最後の稲荷山の件だが、前回、東京都の自然科学博物館から市のほうへ寄贈を受けた部分があるが、カーテンをしてあるくらいだという話だった。実はいただいた時点で改修しており、湿度等が管理された状態で保管されているので、保管については万全である。大事なものというか、かけがえのないものはきちんと温度管理、湿度管理された部屋に入れ、管理している。私も一度入ったことがあるが、長くは入れられない部屋であった。ナフタリンなどの殺虫剤が入り、長くは入れられない状態だったが、貴重なものに関しては完全空調で今は管理されている。

いくつかそういったご意見をいただき、一つ前にボランティアの話もあった。いろいろなボランティアと一言で言うが、おっしゃっていたのは、放課後子どもプランなどの事業に参加されるボランティアの方の活動のことか。非常に熱心に取り組んでいる地域もあり、またそこに若い人が入り一緒に行っている地域もある。学校では学生ボランティアがほしいという話がある。これも学校の立地に影響する。駅の周辺、大学の近くの学校は学生達も積極的に行ってくれる。ところが西部、北部など学校から距離があったり、学校周辺になかったりという地域は、なかなか学生が集まらないという地域差がある。ボランティアの学生を確保するのに苦労しているということもあるし、いろいろな切り口、立場から学生、若い人のボランティア、高齢者のボランティアも含め取り組んでいる。一つの話題としてはボランティアポイント制度、介護の予防的な取り組みの中にもっと若い人も参加できるようなものに拡大していったらどうかというご意見を地域福祉推進協議会でいただいている。この地域福祉計画が福祉を中心とした計画であり、この中にどのような切り口でボランティアの育成、活用を盛り込んでいくかということをご議論を続けていただきたいと思う。

平塚委員：今のことで大変失礼なことをお聞きするが、防犯的なものが校長の権限で対応していくということになっているのか。その辺りは私の言ったことが間違っているのだろうか。

事務局：学校の安全、確保ということか。

平塚委員：よく防災などの面で、避難場所やいろいろな面を校長が運動場や体育館を提供することは校長先生が決定するのだろうか。

事務局：避難場所としての学校の位置づけは校長先生ではなく市の防災計画の中で決めている。地震、あるいは水害のとき、この学校の体育館が避難場所になるということは市の計画で決めている。あとは具体的に地域の防災訓練を行うというと、その訓練のときにステージとして学校の体育館を利用してもよいかという話になると学校での判断になる。いざというときは市のほうの本部で避難所として指定し利用することになる。

平塚委員：この間、四小と三小が受け入れしていたが、あるところでは学校は拒否したということで、ここの場で確認させていただいた。他のところで聞くわけにはいけないので、ご理解いた

だきたい。

委員長 : ボランティアを受け入れたい、また子ども達のイベントを放課後に行うなどは校長の権限だろう。

事務局 : 放課後子ども教室の立ち上げは学校に実行委員会を作ってもらい、PTAや地域の方に入っただき運営する主体を作っただく。そして具体的に自分の学校で取り組むかどうかの話は校長の判断が入ってくる。学校が行うわけではなく、地域が放課後の子どもを支える仕組みを作るということであるため、行うということになれば地域の方に集まっただくことになる。

副委員長 : 設備の開放や設備を使わせる権限ということで校長権限があるのではないか。放課後子ども教室などについては地域の中で要望が出て、自分達でこういうことをやりたいと言ったときに、例えば校庭や体育館を貸していただく。管理運営は地域の人達が行うというスタイルではないか。放課後子ども教室はおそらくそうだと思う。それが町会で行っているとか、老人会で行っているとかで決まってくるのではないか。設備の開放のための権限というか、使う代わりに地域としてはこういう条件があるから、そのような形で行ってほしいということではないか。

平塚委員 : 例えばオートロックである。そういうことになると校長が常にいなければいけない。そのため我々のスポーツクラブは委員が緊急の場合は鍵を持ち、すぐに対応するようにしている。

副委員長 : それはやはり校長のやり方ではないか。私が知っている範囲では、例えば放課後に子ども達を見てくれるところは、門の管理も含めている。最終的に帰るときには校長先生が確認することと、守衛の方がきちんとみている。オートロックでも、放課後になってしまえば実施主体の人達に任せる。だから町会の場合は町会の役員、老人会の場合は老人会の方、スポーツクラブの場合はスポーツクラブの方という形で任せている。

中村委員 : よろしいか。こだわっているわけではないが5本の柱が前回決まったということだが、細かい事業で肉付けしていくのだろうが、2枚目の地域で支える意識の醸成を参加のきっかけづくりは、まだ参加していない人を参加させる取組みだ。それからその下のほうは今やっている人の人材を育成、資質の向上ということだろうと思う。これはお互いに関連するが、各種事業を積み上げていくと、分量はどのくらいあるのだろうか。今の2つが1つでもよいのではないかという気がする。この2つでたくさん分量があるということであれば分けたほうがよいのかもしれないが。そのような感覚になった。

事務局 : 前回の話になってしまうが、現在作っている新たな基本計画の中の、施策の展開から地域福祉に関連するものを拾い出した。地域福祉計画を市の基本構想の方針と合致する意味では、この言葉を使い、そこへカテゴリーするのが今回の目玉であるということでお話をさせていただいた。

この計画の上位計画になる基本構想・基本計画が同時に進行している。その進行をみながら、そちらの事業立てを受け止め、それをさらに地域福祉計画で検討していただいている。5本の柱はそういうことである。

中村委員 : いろいろな課題が載っているが、小さい子どもの虐待に対する対応など、そういうものも最近の問題になっている。それは児童相談所の問題という考えなのか、子ども家庭センターなどあるが、少しはそういうことに関連するので少し謳ってもよいのではないかと思うが、いかがか。

事務局 : 計画分野とすると、地域福祉計画と個別計画がある。子どもの虐待であれば、こども育成計画の中に計画されている。高齢者虐待であれば高齢者、障害者虐待であれば障害者計画とそれぞれ個別の取組みが記載されている。しかし個別分野だけでよいのかというところはあってもよいと思う。対象者別の取組みということと、もっとそれをさらに支えるような大きな仕組みづくりという意味でいえば、より包括するようなものを地域福祉計画に位置づけしていくこともあってよいと思う。

中村委員：児童の関係が全くないような印象があった。ほとんど高齢者のような印象を受ける。障害者や子どもの関係もちらのほうで取組みを上げるかどうかということはあるが、少し検討したほうがよいのではないかと思った。

事務局：個別計画が今回作る計画を含んですでにできているものがある。そちらの個別計画と地域福祉計画がどういうスタンスであるべきかというご意見があれば、どんどんおっしゃっていただきたいと思う。

中村委員：個別計画と地域福祉計画は同列か。

事務局：本来的には市の基本構想・基本計画を受け、福祉分野でいえば地域福祉計画が福祉分野の基本理念を示し、それを受け止めて個別計画が分野別、対象者別にできていくということを想定する。策定の時間がすでにまちまちになっているため、現行の地域福祉計画の考えを受けて新たに計画ができていく状況である。本来は地域福祉計画が福祉分野の共通ビジョンを示していくものと考えている。

副委員長：地域保健福祉計画の体系的な見方は3ページに書いてある。「八王子ゆめおりプラン」のもと福祉分野では、地域福祉計画、保健医療計画、高齢者計画、障害者計画、こどもの計画の5つがある。下の時系列で見て、24年度までが計画期間となっている。それ以降について、この今回練ろうという形になっている。その中で地域福祉計画が1項目としてあり、全体をまとめきったものが地域保健福祉計画という構想立てで計画が成り立っている。15ページを見ていただくと、地域福祉計画の体系ということで3つの大きな柱がある。この柱立てで今まで来ているものについて、これからどのようにしていくかという柱立てが恐らく5つの方向である。そして先ほどのその他の計画の中に福祉施策全般が含まれていると思うため、その隙間や、連携し繋ぎ合わせた形で議論する。これが、地域福祉計画を作るという基本的な考え方で取組んでいただけるとわかりやすいのではないか。

委員長：基本的な考え方は2000年に社会福祉事業法が改正され、新しく社会福祉法になった。当時の社会局長が話していることは、これまで児童福祉法、障害者福祉法、老人福祉法の縦割りの、独自のものを中心にしてきた。それに今度は新しく地域福祉という考え方を取り入れた。法制局とは、社会福祉と地域福祉はどう違うのかという議論になった。結局、障害者、高齢者、子どもというのは、本来、縦割りに分野を切って法律を作っていくのはよくないということだ。イギリスなどもそうだ。老人福祉法などではなく住宅サービス法といったサービスで考えていく。日本の場合は障害者や子どもなど、弱い方を優先的にケアしなければいけない。それだけではなく、地域でも支えあうというものに育っていくのではないかということである。障害者などを今までは福祉施設などでケアしていたが、施設から地域へという流れの中で、地域で子どもでも障害者でも暮らせるようにという考え方である。地域は補完性の原理というか、地域で支えていこうという考え方になっている。依然として独自サービスも重要だという考え方もあるが、お互い補完し合うということである。

副委員長：例えば子どもの関係ということでは、2つ目の暮らしの相談支援体制の充実とある。この中で庁内幹事会が引き出して意見を述べている若年層の問題、ニート、引きこもり等とある。子どもから少し成長した子達の話だろうと思う。当然、子ども世代も入っている。引きこもりを引き出して地域の中で支えていける、そういう形を地域福祉計画の中で盛り込んでいく。そのためには、どのような居場所づくりをしたらよいかとか、引き出すためにどのような人的支援が必要かという辺りが課題になる。ですから包括的に障害も含め、我々のこの観点は全体的な視点に立った形の繋ぎ止めや隙間を見ていく必要がある。

小田島委員：何点かあるが、一つ目は圏域の問題である。計画の中で、先ほど部長からもあったが、各計画を横串にするような形で計画にするという趣旨がある。地域福祉推進協議会というものがあり、箱物を作るという視点ではないが、浅川に地区社協があるように、どこかに拠点を作っていくという方向で検討している。そのときに圏域が、先ほどの資料にあったように元々市の基本計画に6圏域があり、そこをベースにしているが、福祉でいえば保健

福祉センターの3圏域、包括の15、それと民児協の20とある。これから計画を進めていくときに、その圏域はもちろん市の上位計画との整合も当然あるが、どのような制度にしていくのかをもう一度議論することがあるのか。その圏域でいろいろな事業が進んでいくときに、実際はこの6圏域で、各圏域に入って住民懇談会を行っているが、広すぎてなかなか決まらない。どこに入っても圏域的には線を取れるのだが、なかなか入り方がわからず苦戦している部分があるが、圏域の問題は今後の検討の中に入れるかどうか一点、それと2番の暮らしの相談などに地域包括支援センターの拡充を図るとある。これも市の並行している基本計画との整合だろうと思うが、具体的に今回の計画の中で地域包括支援センターの設置数を目標数値として検討するのかどうかということがある。そこは議論の対象ではないのか。包括支援センターの数が、この計画の中でどのような位置づけで決着を図っていくのか。ただ拡充を図るということで終わりになるのか、もう少し突っ込むのかが、これから議論するならそれでもよいし、そこは他の計画で決められているということであればそれでよい。

それと先ほど地域権利擁護事業の話をしたが、施設の入所者や資産の少ない方は、市民後見人と言う形で市民の方もできる。社協でも3人、家裁から決定を受け、市民後見人が活動し、私どもの社協も法人監督、法人後見監督となっている。これから包括支援センターは介護の分野だが、それに至らなくてもそういう財産管理という部分も出てくるであろう。地域権利擁護の観念、視点がこの中にも入れられるのかどうかという思いがある。

それと最後になるが、4番目、5番目に関連するが大震災の関係で災害ボランティア、防災コミュニティ、防災の観点も少し盛り込んでいくべきかと思う。特に要援護者も概念が決まっていなくて、ひとり暮らしの高齢者や弱者という観点からいくと、例えば65歳に満たなくても、火災やいろいろなものを想定したときに、避難される方は、必ずしも弱者だけではないし、高齢者でなくても弱者になると思う。そういうことがあるので、要援護者といったときに、概念的にどこまで範囲を設定するのかは重要ではないかと思う。地域福祉計画の中における要援護者があり、サロン活動につながった時に、対象がどのような概念、規定をもっていくかということは基本になることだと思う。そういうところがこれから検討になるのかどうか。

事務局 : 圏域の件は、今後も引き続き市の基本計画内に圏域が示させるかどうかは保留の状態である。いろいろな政策の位置づけによって、市内にどのように例えば施設を配置するかということになってくるため、一律に6つの地域に区切り、それぞれが自立した行政を担うような発想は持っていない。どう示すかは保留である。そういう意味で、福祉分野でいえば民生委員の20地区というのも必ずしも固定ではない。いわば地区協議会として活動できる最適単位を求め、流動していくものだ。ただ福祉分野でいえるのは、包括を中心にした地域のまとまりというものがあるが、あるいは先ほど言った子どもの分野でいえば、地域の子ども家庭センターを核としたまとまりなど、民生委員の地域が複数のエリアにわかれてしまうと、あちこちに顔を出し、実際に人の繋がりを作っていくのが大変手間になっていくということがある。そこはある意味、20地区を一つのセル、細胞として組み合わせる形で、行政目的に沿った地域分割をしていくことが、地域で活動していくという意味では非常にやりやすいだろうと思う。ある意味、包括の15が固定値かということではなく、その包括の抱える規模が大きくなってしまえば分割をしていくということになる。最小単位として民生委員の地域を置いて、組み合わせをしていくことがよいと私どもは受け止めている。先ほど具体的におっしゃっていただいたが、6地域で人の繋がりを作るのは、かなり大きい単位になるため大変だろうと思っている。

それから数値目標は、計画であるから目標値なくしてどう検証するのかということになるが、行政としての活動でいうと、行政側の仕事、やるべきこととなると必ずそこにお金が伴う。5か年先、10か年先のお金を計画したところで担保は何もない。そういう意味では数値化できるものとできないものが出てくると思う。目標値としてどのように立てるかは、

きちんと数字で示すことができるものである。例えば介護保険事業計画は、3か年の間の保険料が決まってくる。そういう意味では数量を示さなければ事業費が出てこない。事業費が出てこないと保険料が決まらないという関係があり、数値をきちんと入れる。しかし、そういったところでないものは数値化していくというのはお金との関係で私どもも拘束を受ける。勝手に数字を出しても保障するものではないと言われるため、担保とされるものがないという部分で数値化が難しい事業も出てくると思う。

権利擁護については、今後の取組みをどうしていくかというところもご議論いただき、進めていただければと思う。

要援護者の範囲は、平成21年に定めた市の災害時要援護者避難支援プランの全体計画の中で定義はされている。高齢者、障害者は当然だが、その中には妊婦、乳幼児、あるいは外国人、いわゆる独力での避難が難しい方を対象という形で定義されている。ここで地域の共助の取組みとして、個別計画を地域で作るためにはというマニュアルを作った。そちらの方は地域の取組みに着目し、その中で、地域で取組める範囲の対象者ということで、子ども、妊婦、外国人を外し、絞った形の中での取組みになっているが、範囲としては市としては定義されていると思っている。

小田島委員：防災の観点はどうか。計画の中に大震災によってとあるが、災害ボランティア、防災コミュニティの視点を計画の中に盛り込んでいったらよいのではないか。

事務局：災害時要援護者支援については前回の計画でも主な取組みとして掲載されており、これは昨年の東日本大震災を経験したことにより、広く着目されるような状態である。そのため、災害時要援護者支援という一つの事業を今回も載せていくが、より広い観点で地域福祉計画の中に入れていくべきだというお話だと思う。ご意見として承る。

詳細な災害についての取組みは市の防災計画になると思うが、地域での取組みや福祉という切り口で書き込むべきだということは、当然あってもよいと思っている。

和田委員：この表の見方を改めてどのように見るかだが、視点別課題抽出シートとある。小田島委員の指摘はとりわけ防災や災害ということ、今回の計画の中に盛り込んでいくのかということだが、これでいうと、今のような課題抽出が、前回と現計画を振り返るなどいくつかあるが、どこを見ればよいのか。現計画の振り返りのところか。それとも第1回の検討委員会でのとりまとめのところを見ればよいのか。そうではなく、素材が提供されたので、我々が視点を出すということか。

事務局：前はフリートークという形で様々なご議論をいただいた。もう一つ、私ども事務局のほうでお示しさせていただいた5つの柱があった。本来は、議論を積み上げ、最後に柱をつけ、目標をつけるというスタイルもあるかと思うが、今回の計画は5本の柱から落としていく。その中で前回のフリートークを事務局の視点で5つに分けた。分けた中で見えてくる項目で、この項目はどこに置く、この項目は類似しているというように、5本の骨に対し、肉付けをしていただくという部分でお願いをしている。

和田委員：そうすると、この5つ柱に沿って、第1回策定検討委員会のフリートークをボックスの中に事務局で整理していただき、5つのうち、どこに当てはまるのかということを入れていただいたということか。

その上でだが、先ほどの圏域設定というのはとても重要だと思う。地域福祉計画であるから、地域で誰もが暮らしているわけだから、そういう意味では個別のエリア設定をしなくても広い意味で、地域を受け止められるし理解できるようにも思う。この2番目にある暮らしの相談支援体制の中の第1回検討委員会の部分で拠点整備と圏域設定と2つ整理していただいている。ここに先ほどのような地域福祉計画の上位計画であるところの基本構想の設定や包括のエリア設定など、いくつか資料をお示しいただいたが、ここに置くとなると、やはり施設や拠点など、それにある程度限定した圏域設定というように理解したほうがよいのか。あるいは今日の資料の高齢化率などの説明の中で地区ごとの特徴があったかと思う。2枚目の5番目、地域で支える仕組みの中の計画策定後の現状問題点の中に大規

模集合住宅、開発団地などの指摘があるが、圏域設定を施設ということにおいた場合、こういう地域特性をどのように計画の中に盛り込む、あるいはそういうものを前提にして地域福祉計画を作るのか。どのように設定するのか。その場合、ここでいう暮らしの相談支援体制の充実の項目の中で圏域設定を置くべきなのか。これに限定されることなく圏域の議論をするのか。あるいは地域別の特性の統計データのようなものを記述として入れ込むような計画の内容になるのか。その点を教えていただきたい。こういう人口統計などの資料は計画書の前の部分で最初にあるのか。それも議論するのか。

事務局：次回、第3回のところで今までご議論いただいたものについて体系付けした形、また計画書の章立てなどについて案を示させていただく。ページ構成なども含めこれから策定するという部分があり、次回にそちらをお示しする。

和田委員：もう一点、相談支援体制の中の、生活保護の問題が関わってくると思うが、それは個別計画の中のどこで扱われるのか。

事務局：今のところ、生活保護は他の個別計画にはどこにも反映されていない。福祉という単位で考える限り、他分野に入らないため、この地域福祉計画の中で位置づけるしかないだろうと思う。ただし、ダイレクトに生活保護そのものが国の制度としてあるため、市がどうこうという話にはならない。保護率を5年後には下げるという目標を立てても、あまり意味のない話だ。ただし、貧困の相談や周辺まで含めた取組みというところなど、なんらかのサポート体制が必要ではないかということをご議論いただける範囲に入ってくると思っている。子どもや若者の年齢層は、こども育成計画は18歳までの計画であるし、少し切れてしまう部分もあり、子ども分野からも外れている。そうするとこの計画ではないかということが前回の内部の議論の中では話題に出された。

それから地区の話だが、民生委員の活動でいえば今は20地区に分かれているが、八王子市も合併しながらできてきているまちであり、そういう意味では人の繋がりというか、地域の繋がりはある意味単位を持っている。その辺りを踏まえながら過去の6地域などもできてきている。しかし、行政が全てその範囲内で解決するかというところではないため、この計画の中では福祉を支えるためにはどのような地域であるべきということをご議論いただく範囲になる。

和田委員：ここで施設の拠点整備に圏域の設定を置くのであれば、それぞれの活動内容によって施設があり、そこではこのような地域的な動きがあるということは見られる。また民生委員の活動は民生委員の地区設定のようなものを入れ込めばよいのではないかと思う。

北井委員：地区については難しいと思う。八王子の中でも市民センターがいくつかあると思う。計画を立てた後に、話し合いの場として市民センターの配置も考えていく必要がある。やはり6つでは圏域は広すぎる。

事務局：分館を入れて18である。

北井委員：市民の方が高齢者のこと、子どものこと、障害者のこと、防災のことなどで、話し合う場として市民センターを上手に活用してほしい。私は三鷹市にお邪魔させていただき、ファシリテーターとして入る予定である。三鷹市は面積も狭いし人口も少ない。三鷹市でも地域ケア推進プロジェクトがあり、市の最重点プロジェクトの一つに掲げられている。資料を持ってきたがよろしいか。

<資料配布>

地域を支えていくためには、いろいろな関係機関が連携しないとなかなか進まない。ただし、八王子市は広すぎて三鷹市のようにというのは難しいと思う。私はしっかり三鷹市について調べていないが、ファシリテーターとして、山の手の井の頭地区、古くからある新川地区の市民センターに行ったが、地区によって問題点は全然違う。八王子も地区によって問題点は違ってくると思う。問題点を引き上げて各地域で作っていくことは大事だと思う。また八王子市もたくさん大学があるので、ゼミなどでファシリテーターとして地域に入り、問題点を引き上げることも大切だと思う。

矢代委員：高齢者や障害者に策定委員会に出るにあたり、いくつかお話を聞いてきた。最初に平等に暮らせるという中で稲荷山小学校の問題があるが、八王子市で廃校になっているところは稲荷山小学校だけか。

事務局：もうひとつ、三本松小学校がある。あちらは民間のデジタルハリウッド大学に5年間の貸付を行っている。その2校のみである。

矢代委員：稲荷山小は寺田団地で廃校になったというのは聞いているので知っているが、三本松も廃校になっていたのは初めて知った。そういう市の公共施設の空いているところや空いている教室であるとか、高齢者で跡継ぎがいなくて空き家になっている問題など、いろいろと八王子市で空き店舗になっているところもある。そういうところを調べ、何か活用できるとよい。そごうもなくなり、デパートもなくなってしまったのでとても寂しい状態になっている。もっと八王子市を活性化できないかと、私は住んで40年ぐらいだが、住んでいる以上は元気な八王子市に策定委員会でできないかと思っている。大横町に新しい福祉センターができるが、この前の第1回でも話したが、高齢者や障害者、引きこもりの若者などが一緒に働けるようなコミュニティカフェなどができるとよい。そういうところに市の施設を安く、もしくは無料で提供していただければよい。この間出かけたときに、港区のコミュニティカフェはNPO法人が運営していて、お茶が飲めたりするカフェ事業やワークショップ、体ほぐしや健康のこと、それから相談事業なども行って、無料で2時間相談を受けることができる。

それから地域で支えあうということで、障害者関係で、先日、札幌で障害のある姉妹が病死したことや、立川で母親と4歳の障害児が亡くなり、2か月後に見つかった問題なども、非常に困ったと思っている。高齢者の生活実態の把握と見守り、安否確認を主体にした東京都のシルバー交番設置事業があるが、それを八王子市でも実施してほしいという要望を高齢者の方に言われた。今朝、資料を見たら、八王子市にもシルバー交番設置事業がある。どこにあるのかと思ったら館ヶ丘団地にシルバーふらっと相談室があるのを初めて知った。町田はどうかと思い調べたら2か所設置しており、今後、町田市は10か所順次設置していく予定である。予算との関係もあり、数値として出せるかはわからないが、このシルバー交番設置事業は積極的に活用し、一人で寂しく死んでいくことが八王子市でないようにできればよいと思う。

それから介護保険など、医療費の減免制度の拡充を実施してほしいという意見も出されている。年金なども減らされているため、八王子市も大変だとは思いますが考えていただきたい。それから障害者の関係だが、大田区では学童での障害児の受入れを5・6年生まで引き上げた。八王子市でも、この要望が非常に強い。二人とも働かなければ暮らしていけないという状況がでてきているが、障害児の場合は一人で家に置けない。できれば5・6年生までは受け入れるということをぜひ行い、数値目標としていただきたい。

それから八王子市は残念ながら市立の作業所を作ってこなかった。23区は区立の作業所を結構作っている。民間の作業所は家賃が、先ほどの喫茶店もだが、安くても十数万円はするので家賃補助を継続していただかないと潰れる可能性が非常に高い。それは少し検討していただきたい。

それから先ほどの地域理解は本当にとっても大事なことだ。私達の法人はグループホームや作業所を建設するときに、障害者のグループホームとして借りたいが、障害者と聞くと怖いということでお断りされることが何十件もあった。地域では地価が下がるから、グループホームで土地を買いたいと思っているが、駄目だという地域が意外と八王子の中にもある。なかなか作業所や福祉施設の建設が進まない。ですから不動産や大家なども地域の方々への啓発をお願いしたい。

特別支援学級や特別支援学校は八王子市では4校しかないため、遠いところに親が連れて行くのがとても大変である。長崎に市議会議員が特別支援教育の視察に行ったらしいが、長崎では全ての小学校、中学校に一つ、特別支援学級がある。そうすると歩いて兄弟と一

緒に通える。親が遠くの学校まで連れて行かなくてもすむので、ぜひとも考えてほしい。みんなが仲良く、楽しく住めるまちづくりをと考えているので、お願いしたい。

委員長：今まで皆様方のお話を聞いて、この5つの視点は地域で支えあうという方向で、地域福祉計画ということであるが、少し気になったのが小田島委員が話した防災の件である。誰もが安心して平等に暮らせる社会の推進ということで、安心という言葉がある。これに安心・安全とし、災害の問題も安心・安全で整理していくということではよいのではないか。項目を少し整理すれば、それでいけるのではないかという気がする。それから、この網掛けにしているところだが、三鷹の事例も含め、縦系列でみるのではなく、縦と横を繋いでいく。そういう発想で、網掛けだけでも関連している項目がたくさんある。それを整理していく。それからコーディネーターの必要性は、地域福祉ケアにおいて厚生労働省でも言っている。こういうネットワークはコーディネーターの力量にかかってくる。三館構想、保健福祉センターなども共助の仕組みをネットワークで作っていく。そこのキーパーソンとしてコーディネーターを置くということである。そのコーディネーターと、さらにその下に先ほどから圏域の問題も出ている。和田委員が専門家でもおられるし、あとで皆さん方に宿題として考えていただきたいが、八王子の場合、本来は小地域で、三鷹市もパッチシステムで、パッチとは布の端切れのことでこれを繋いでやっていく。だいたい徒歩や自転車で行ける範囲と生活エリアで、小地域福祉という考えを取り入れている。三鷹市は市民センターなどを早くから市民活動センターのように拠点にし、小地域という考え方で計画している。そういう意味で皆さんに検討していただきたいのは、八王子市は非常に広く、掘みどころがないという部分があり、地域福祉、小地域という考え方は理想ではあるが、八王子市では非常に難しい。とりあえず地域包括支援センターを地域福祉の拠点にし、それにプラスして市民センターを組み合わせていけるとよい。要するに活動する場の拠点を作らなければ、地についた活動はできない。それから縦横にネットワークできるような仕組みを作っていくということを今後、皆様方の宿題として、計画の肉づけをする場合にどう実現していくかという部分で知恵を出していただきたい。今日、さらに八王子市のいろいろなデータが出され、これほどまでに地域差がある。その点も踏まえ、考えていただきたい。概ね5つの視点で、事務局、庁内の幹事会で整理していただき、今日の議論を踏まえ肉づけをしていただき、次回の策定委員会である程度の骨格を出していただきたい。これで閉めたいと思うが、よろしいか。

(3) その他

事務局：次の開催日についてだが、第3回策定検討委員会は8月31日、金曜日、午後1時30分から同じくこちらの第6委員会室で予定をさせていただくが、ご都合のほうはいかがか。

各委員：同意。

委員長：よろしいか。それでは佐々木副委員長からごあいさつをいただく。

副委員長：前はフリートークでいろいろな意見を出していただき、事務局で5つの柱立てにさせていただいた。今日はそれを少し絞りながら、皆様方の思いも含め、話し合うことができた。委員長がおっしゃるように宿題も出されたため、それを元に第3回でも議論をしていきたい。八王子市は先ほどから話にも出ているが、非常に広く、それぞれ特徴のある地域がたくさんあり、まとめるのに難しい部分もあるが、そういうことも踏まえ、お願いしたい。今日はこの辺りで終わりにさせていただく。次回までに意見があれば出していただき、よろしくお願いしたい。

閉 会